		(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（八六一一九、八六一二二、八六一二三、八六一九）	
(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は「特許業務法人（注）」が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 特許業務法人については、特許業務法人が業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	
		(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	
		(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

		(b) 会計、監査及び簿記のサービス（八六二）	
(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人（注）のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、会計士である五人以上の業務を執行する権利及び義務を有する社員によって構成されるものをいう。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (2) 日本国の法律により「公認会計士」又は「監査法人」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (3) 日本国の法律により「公認会計士」又は「監査法人」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
		(c) 税務サービス（八六三）	
(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、税理士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格、かつ、税理士である社員の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。